

令和2年4月1日

令和2年度
くらしき作陽大学大学院学則

学校法人 作陽学園

くらしき作陽大学大学院学則

第1章 総則

第1節 設置、目的、点検・評価

(設置)

第1条 くらしき作陽大学に大学院を置く。

(目的)

第2条 くらしき作陽大学大学院(以下「本大学院」という)は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、知識基盤社会を支え、文化の進展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

(目的の達成と点検・評価)

第3条 本大学院は、教育研究の水準向上を図るとともに、前条の目的を達成するために、教育・研究、組織・運営並びに施設・設備の状況を点検・評価を行いその結果を公表するものとする。

②本大学院は前項の点検・評価に加え、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を定期的にするものとする。

③第1項に定める点検・評価に関する必要な事項は別に定める。

第2節 組織

(課程)

第4条 本大学院における課程は、修士課程とする。

(修業年限)

第5条 修士課程の修業年限は2年とする。

②修士課程には、4年を超えて在学することはできない。

第5条の2 本大学院が教育上有益と認めるときは、前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

②前項の学生(以下、「長期履修学生」という)の修業年限、在学年限については、別に定める。

(研究科)

第6条 本大学院に音楽研究科を置く。

②音楽研究科は、第2条に定める大学院の目的を達成するために、広い視野に立って音楽に関する精深な学識を授け、地域の音楽文化の向上に貢献することのできる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

(専攻)

第7条 音楽研究科に音楽専攻を置く。

②音楽専攻は、前条に定める音楽研究科の目的を達成するために、高度な演奏力、指導力を備えた人材を養成することを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第8条

音楽研究科の入学定員は10人、収容定員は20人とする。

(教員)

第9条 本大学院の教育研究上の目的を達成するために、本大学院に必要な教員を置く。

②本大学院の授業及び研究指導は、本大学院の教員が行う。

③前2項の教員には、くらしき作陽大学（以下「本大学」という。）の教授、准教授、講師をあてる。

④本大学院に客員教授を置くことができる。

⑤前3項の他、必要によりその他の大学院教育有資格者に授業の担当を依頼することができる。

第3節 運営組織

(大学院教授会)

第10条 本大学院に大学院教授会を置く。

②大学院教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③大学院教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科長)

第11条 研究科に研究科長を置く。

②研究科長は学長が指名する。

(事務)

第12条 本大学院に関する事務は、本大学の事務組織が行う。

第2章 学年、入学等

第1節 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第13条 本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間は、本大学学則を準用する。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 本大学院の入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ所定の試験に合格して別に定める入学に必要な手続きを完了した者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定められた大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を与えられた者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法題102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第16条 本大学院へ入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

②入学検定料の額は別に定める。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き)

第18条 選考試験に合格した者は、所定の期日までに本学が指定する書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

②学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

③入学金の額は別表1のとおりとする。

第3節 休学、退学、除籍、転入学

(休学)

第19条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学できない者は、医師の

診断書又は理由書を添えて研究科長に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

②休学の期間は通算して1年を超えることはできない。

③休学期間は在学期間に算入しない。

第19条の2 第5条の2に規定する長期履修学生の休学については、別に定める。

(復学)

第20条 休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、研究科長に願い出、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第21条 病気その他理由により退学しようとする者は、研究科長に所定の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第22条 学長は、本大学院を修業年限未満の期間在学して中途退学した者が、再入学を希望するときは、退学後3年以内で、欠員がある場合に限り、その理由及び学力等を審査し、大学院教授会の意見を聴いたうえで再入学を許可することがある。

②前項の規定は、学納金の未納により除籍になった者が、学納金を納付し、再入学を願い出たときに準用する。

③再入学した者の既修得単位、履修方法、在学年限については、大学院教授会の議を経て、研究科長が定める。

(転入学)

第23条 本大学院に他の大学院から転入学を希望する者があるときは、学長は選考のうえ、大学院教授会の意見を聴きこれを許可することがある。

②転入学者の選考方法、既修得単位、履修方法、在学年限については、大学院教授会の議を経て、研究科長が定める。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。

(1)第5条に規定する在学年限を超えた者

(2)死亡又は行方不明の者

(3)正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠った者

(4)第19条に定める休学期間を超えた者

(5)本学に就学する意志がないことが明らかになった者

第24条の2 第5条の2に規定する長期履修学生の除籍については、別に定める。

第3章 教育課程等

第1節 教育方法

(教育方法)

第25条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

②前項の授業及び研究指導の方法、内容、実施計画、成績評価の基準はあらかじめ

め学生に周知する。

(教育方法改善のための取り組み)

第 26 条 研究科長は、授業及び研究指導の内容及び方法等の改善を図るため、組織的な研修及び研究を推進する。

第 2 節 教育課程

(授業科目及び単位)

第 27 条 本大学院における授業科目及びその単位数は別表 2 のとおりとする。

(単位の計算基準)

第 28 条 本大学院の授業科目の単位数の計算基準は、本大学学則を準用する。

第 3 節 単位の修得、評価

(履修科目の届)

第 29 条 学生は履修しようとする科目を選定し、指定の期日までに研究科長に届出なければならない。

(単位修得の認定)

第 30 条 授業科目を履修して、当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

②授業担当者は、必要と認めたときは平常の成績その他によって前項の試験に替えることができる。

(成績)

第 31 条 授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

②前項の規定にかかわらず、第 32 条及び第 33 条の規定により認定した科目については「認定」と表記することがある。

第 4 節 既修得単位の認定

(入学前の既修得単位の認定)

第 32 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院の授業科目について修得した単位を、本大学院において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第 33 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院と予め協議のうえ、当該大学院等において、授業科目の履修を認めることができる。

(単位認定数の上限)

第 34 条 第 32 条及び第 33 条の規定により、本大学院において履修したものと看做すことのできる単位数は合わせて 10 単位を超えないものとする。

第 4 章 課程修了及び学位

第1節 修了要件

(課程の修了要件)

第35条 本大学院の修士課程に2年以上在学して、別に定める修了要件単位32単位以上を修得し、修了論文、修了演奏、作品発表の審査に合格した者は、大学院教授会の意見を聴き、学長が修了を認める。

第2節 学位

(学位の授与)

第36条 前条により研究科の修了を認められた者には修士(音楽)の学位を授与する。

②学位に関する規則は別に定める。

第3節 教員免許

(教育職員免許状)

第37条 中学校教諭専修免許状(音楽)または高等学校教諭専修免許状(音楽)の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

第5章 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対しては、別に定める手続きを経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、別に定める手続きを経て、これを懲戒するものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で修了の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席しない者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

②懲戒は次の各号のとおりである。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第6章 授業料及び学資貸与等

第1節 授業料

(学納金)

第40条 本大学院に入学を許可された者は、所定の期日までに授業料、教育運営費(以下「学納金」という)を納入しなければならない。

②学納金の額は別表3のとおりとする。

③授業料、教育運営費は前期、後期の始めにその半額を納入するものとする。ただし、特別の事情があると認められる者は、願い出により一括納入、延納又は分

納を認めることがある。

第40条の2 第5条の2に規定する長期履修学生の学納金については別に定める。

第2節 減免、貸与

(減免)

第41条 第18条及び前条に定める入学金、授業料、教育運営費（以下「学納金」という）は別に定めるところによりこれを減免することができる。

②休学期間中の学納金は免除するが、別に定める在籍料を納入しなければならない。

第42条 品行方正、学業優秀、身体強健で学資の支弁が困難と認められる学生に対しては、学納金を減免、又は学資を貸与することがある。

②減免及び貸与の額は別に定める。

第3節 還付

第43条 納入された学納金は還付しない。ただし、授業料、教育運営費については、入学を許可するときに納付した者が、所定の期日までに入学を辞退した場合はこの限りではない。また、年額を一括納入した者が後期開始までに休学又は退学した場合も同様とする。

第7章 科目等履修生、外国人留学生等

第1節 科目等履修生等

(科目等履修生)

第44条 本大学院の授業科目のうち、一科目又は複数の科目の履修を希望する者があるときは、選考のうえこれを許可することがある。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

(特別研究学生)

第46条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生としてこれを許可することがある。

第2節 外国人留学生

(外国人留学生)

第47条 外国人で本大学院に入学を希望する者があるときは、選考のうえこれを許可することがある。

②前項の決定は、大学院教授会の意見を聴き学長が行う。

(外国人特別留学生)

第48条 外国の大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該外国の大学院との協議に基づき、外国人特別留学生としてこれを許可することがある。

第3節 その他

(科目等履修生等に関する規定)

第49条 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生、外国人特別留学生に関する規定は別に定める。

第8章 その他

(準用)

第50条 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項については、本大学の諸規程を準用する。

(運用)

第51条 前条に定める本大学の諸規程の準用及び本大学院学則の運用について必要な事項は、大学院教授会の意見を聴き学長が決定する。

附則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1. 本学則は平成26年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成27年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成28年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成29年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成31年4月1日からこれを施行する。